

京都市告示第600号

京都市健康増進センターの指定管理者である公益財団法人京都市健康づくり協会から、臨時休所について次のとおり申請があったため、京都市健康増進センター条例第4条ただし書の規定に基づき、これを承認します。

令和2年3月4日

京都市長 門川 大作

休所日

令和2年3月4日（水）～ 同月15日（日）

ただし、事務部門及び診療所（健康度測定室）については、通常どおり開所します。

（保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課）